



発行 新潟県

第 50 号

令和6年7月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 765 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 766 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 767 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 768 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 769 公共測量の実施通知（監理課）
- 770 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 771 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

告 示

◎新潟県告示第765号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年7月2日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	廃止年月日
プライム薬局きたまち店	長岡市喜多町字川原1091番地13	育成医療・更生医療	令和6年6月7日
しげた薬局	柏崎市新花町6-7	育成医療・更生医療	令和6年4月1日
調剤薬局ツルハドラッグ村上緑町店	村上市緑町1丁目3番44	育成医療・更生医療	令和6年5月16日
どんぐり訪問看護ステーション	佐渡市真野新町448番地	育成医療・更生医療	令和6年6月1日

◎新潟県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を令和6年6月24日認可した。

令和6年7月2日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第767号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営西山

中部地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和6年7月3日から令和6年7月31日まで

3 縦覧に供する場所
柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第768号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営赤沢地区区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月2日

新潟県糸魚川地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和6年7月3日から令和6年7月31日まで

3 縦覧に供する場所
糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第769号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、弥彦村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 空中写真測量（地図情報レベル 1000）
公共測量 修正数値図化（地図情報レベル 2500）
- 2 作業期間 令和6年5月15日から令和7年3月10日まで
- 3 作業地域 弥彦村の全域 25.17 Km²（空中写真測量）
弥彦村の一部 9.67 Km²（修正数値図化）

◎新潟県告示第770号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年7月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 区域の名称
神明町地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた区域
(西側区域)
加茂市上条
字開ノ前
3176番56 1号
3176番40 3号
3176番56 8号
字南山沢
4330番 2号
加茂市神明町
字二丁目
3176番76 4号
3179番5 5号
3176番97 6号
3176番51 7号
(東側区域)
加茂市上条
字開ノ前
3176番73 1号
3176番75 2号
3176番75 3号
3176番3 4号
加茂市神明町

字二丁目

3158番 5号

3136番 6号

3152番1 7号

3176番120 8号

◎新潟県告示第771号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年7月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

十日町市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 十日町都市計画下水道事業

(2) 名称 十日町市公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年3月25日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし